

令和2年 第7回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和2年7月16日(木) 午後1時30分 市役所北館1階 101・102 会議室

2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘
横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三
高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席 なし

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 嶋田哲也 縣弘之
吉山和志 富永幹人 加茂真也 刑部智美
山下文彦(農林水産担当部長)

4.審議事項

- 第47号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第48号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
- 第49号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第50号議案 計画変更承認申請について
- 第51号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第52号議案 非農地証明について
- 第53号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第54号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第55号議案 令和3年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策
に関する要望事項について

5.報告事項

- 報第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第46号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第49号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第50号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和 2 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが定数 24 名のところ後藤委員がまだお見えになってません。欠席という話は聞いておりませんので、今にお見えになるといいますけれども、23 名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。

今日は梅雨の晴れ間ということで、本当に大変農作業したいなと思っている、後ろ髪をひかれながらお集まり願いまして、どうもありがとうございます。コロナの話に当然最初なってしまうんですが、収束しかかったなあとと思ったら、東京は今日も 280 名くらい出てるというような話を出がけにニュースで聞いてまいりました。コロナ自体は上手に何とかやって付き合っていくてはいけないんだろうな、という風に感じておりますが、それ以上にみなさんご存じのように九州と岐阜、長野の大洪水があります。激震になるということでございますが、やはり毎年激震激震という形で、本当に台風の被害や洪水の被害ということで、農業をやっている私たちにとっても農地が水に浸かったり、家屋敷が大変なことになるということが、毎年あるわけですが、幸いにして浜松市はあれだけの雨が降ったにもかかわらず被害が 0 というわけではございませんが、多少といたしますか、被害がございましたが、すぐにとということでなかったことを幸いに思っております。また、熊本、岐阜、長野、その他の被害に遭った方、お見舞い申し上げたいなど、そういう風に思っております。

そこで、話は少し変わりますが、7 月ということで私たちの農業委員会の任期 3 年の最後の 1 年ということで、なんでもそうですが、集大成的に 3 年の任期も頑張ってやらなくちゃいけないなという部分で、後程職員の方から人・農地プランというものの説明が少しございますので、その人・農地プランについて私の方からお話したいなど、そういう風に思っております。浜松市農業委員会というのは、やはりどうしても地域柄で許可・認可の仕事、4 条・5 条の仕事がどうしてもウエイトを占めておりますが、実際、国の方の農業委員会の仕事として 1 丁目 1 番地に挙げておりますのが、やはり人・農地プランの実質ではないかと、そういう風に思っております。その人・農地プランでございますが、浜松も今、推進委員さんが 2 年かけていろいろ下準備していただきまして、いよいよ実質話し合いの方へ進んでいくということで、私たちもその中核に入って人・農地プランを進めていかなくてはならないということで、いろいろ勉強していきたいなど。勉強といいますが、勉強したことをそこで実質していきたいなど、そういう風に思っております。その中でございますがやはり前にも申し上げた通り、私たち地区調査会において、また人・農地プランも地区その下の推進単位でやっていくわけでございますが、私たち農業委員がその中に入った時に、やはりリードしていったり、やはりその情報をこちらからいっぱい出せれるというような活動を取らないと人・農地プランもうまくいかない、そういう風に私は思っております。

化することに伴い個人の所有農地の一部を法人に移転するため申請にいたしました。申請地は、西区雄踏町、伊左地町にまたがり、航空自衛隊浜松基地の南約 ■■■m、静岡県立湖東高校の南西約 ■■■m及びその周辺に位置しております。農地取得後は引き続きネギ・ほうれん草を作付けしていく計画でございます。

なお、この3件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議長 整理番号121番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号122番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号123番から125番と126番の西山町・大久保町の分、127番の大久保町の分、128番の雄踏町の分については、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号123から128番まで、調査会で協議した結果、問題ありません。

議長 整理番号126番から128番、伊左地町の分について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 126から128番の3件、先ほど事務局から報告があった通り、特に問題ございません。

議長 整理番号129番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号129番、地区調査会において調査した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号130番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号130番、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号131番から133番までについて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高井 引佐調査会、何にも問題ございませんでした。

議長 整理番号134番から138番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 整理番号139番、140番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号139番、140番、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号141番について、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 営農型太陽光発電の3年ごとの更新に係わる申請でございまして、作物が順調に生育しているということを確認いたしました。問題ありません。

議長 整理番号142番、143番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 整理番号142番、143番につきまして、審議しましたが、特に問題はございませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

(森島委員 挙手)

議 長 森島委員。

森 島 今回の申請に関して、いくつか面積の大きな申請が並んでおります。割と私の印象では、3反を超えるもの、2反を超えるもの、あるいは5反を超えるもの、というような案件が3件出てるわけですが、ある意味で集約化が進んでいるということであれば、それはそれで結構なことなわけですし、その辺の状況・事情に変化があるのかどうか伺います。

議 長 では、この件について事務局、説明をお願いしたいと思います。

木 下 説明します。まず、5反を超える案件が、整理番号130番、133番。こちらの方なのですが、130番の方はですね、こちらの方の■■■■さんという方が集約を進めていくということになります。引佐地区の133番につきましては、■■■■さんという方が果樹をやっていくということで、こちらも集約ということになっております。後、2反を超える案件に関しても、春野町の方も集約という話を聞いております。以上です。

議 長 よろしいですか。

(森島委員 挙手)

議 長 森島委員。

森 島 今回の事務局のご説明はね、そういう意味では担当地区の農業委員の人が、調査会の結果問題ありませんでした。というお話を重ねていただいただけでありまして、もう少し実態を、つまり集約して労働人口も増やして、あるいは増やさないまでも機械化を進めて大規模化を目指しているという実態なんかがね、ここで反映されるといいなあと、いう風に思ったので伺っております。出来たらそのあたりについて、地元の担当委員の方からもうちょっと現状についての補足をいただけたらということでありまして。

議 長 じゃあ、この件について高井委員。

高 井 133番の例で申しますと、引佐地区三岳というところですけども、私より1級上の方が亡くなって、隣の人に作ってもらうとか、農地を譲って荒らさんようにするっていうことです。何ら問題はございません。急傾斜地で、新たに新規就農って入ってくる人もおるですけども、なかなかそういった実態はやれなくて、今まである人がポチポチ他のものに変えながら荒らさんように一生懸命作るということですので全員協議会で賛成をいたしました。そういうご報告です。わかりましたか、森島さん。

森 島 それじゃあ十分じゃないだよ。そういうことでいうと、地元の人が頑張るって作るよと、それは大変結構なことだ。けども、例えば労働力あるとか、機械化はどうだとかというのが特に俺らの方の議論では出るのですね、そのあたりのところがどうなっていますかと。機械を強化する、人を増やす、ということだ。

高 井 一生懸命やるということなら、とりあえず農業委員として、調査員として、皆さんが賛成しました。そりゃあ、機械化をするたって、下手に平らにすりゃあ地滑るようなところで、下は岩盤だし、できるもんじゃないということを荒らさんように作ってくれるっていう人がおりゃあ、現実はいいですねって、はい賛成しますというのがみんなの意見です。そういうことです。

議 長 今、高井委員がおっしゃったことは、調査会でしっかりやるということであればいいという議論になったということで。

後、5反でいきますと三方原の■■■さんですか。内山委員、何かありましたら。

内 山 ■■■さんという方は、地元で青梗菜を作っている方で、宅地も結構あって、その中でハウスを作ってやっているという方で、かなり規模を拡大してます。労働者もパートさんもたくさん雇ってまして、それでまた増やすということで地区調査会でも賛成しました。

議 長 じゃあ、後3反ということで中央の■■■さん。松澤委員、お願いします。

松 澤 これもですね、所有者が高齢になりまして、■■■さんという方が、畑の左右を持ってるもんですから一緒にやってもらえないかということで、話がまとまって、調査会でもいいってということで承認しました。

議 長 ということで、森島委員よろしいですか。

森 島 はい。

議 長 その他ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではよろしければ採決いたします。第47号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第48号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は5ページでございます。

縣 今月の議案は地区「天竜」、整理番号4番でございます。

この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう下限面積を個別に指定した申請を再度指定(解除)するものでございます。

それでは、地区「天竜」、整理番号4番を説明いたします。この案件は、天竜区長沢の■■■さんが、本制度を用いて令和元年6月14日付けで別段の面積及び区域の指定の承認を受け、■■■年■■■月■■■日付けで農地法第3条の許可を受けて、天竜区長沢、西藤平の農地710.97㎡を取得したものでございます。当時、天竜区小川から天竜区長沢へ移住し、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を変更しました。今回、■■■さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を天竜区の基準である2,000㎡に戻すためにご審議いただくものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 この方は、天竜区の小川ってところから長沢に住所を移したというお話でございましたが、別段の面積の該当というのは他市町村ではなかったか、という風にちょっと私認識してたもんだから、そのあたりのところの整理をさせていただきたい、という風に思います。

議 長 では、この件について事務局説明を。
縣 別段の面積の指定につきまして、他市町村ではなくてですね、市内から市内への移住に関しても認めているということになりますので、必ずしも他市町村からではないとダメということではないです。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。

森 島 誰でもいい、該当するっていうことかね。それでいいの。

縣 そうですね、移住を前提としてますので、市内から移住してそこに暮らすということであれば、どなたでもこの制度の対象となります。

森 島 はい、わかりました。移住っていう規定は隣村から隣村へも移住になるのか。

縣 一応、隣村から隣村であっても移住ということになりますので、事務局からすればそこに住民票を移してそこに住んでいるということであれば移住という風に捉えます。

森 島 なるほどね。住民票を移動したということね。わかりました。

議 長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 48 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 49 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は 7 ページです。

縣 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 46 番外 9 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 2 件、農家住宅関連が 3 件、貸駐車場が 2 件、農業用施設が 3 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 3 件でございます。なお、是正案件は 46、47、51、55 番です。

それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。議案 8 ページ、地区「河輪」、整理番号「49 番」をご覧ください。南区東町の畑 1,279 m²において、貸駐車場を設けたいという申請です。申請地は、浜松市立河輪小学校から北東へ約 m のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、近隣事業所の従業員用としての貸駐車場 50 台分を設ける計画で、配置計画から見て転用面積は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンスとコンクリートブロックを設ける計画であり、雨水については敷地内で自然浸透する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議長 整理番号 46 番、47 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号 46 番、47 番、いずれも問題ありませんでした。

議長 整理番号 48 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 調査会の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 49 番について、河輪・五島・白脇調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 50 番から 52 番までについて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 50 から 52 番の 3 件につきまして、調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 53 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号 53 番、地区調査会において協議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 整理番号 54 番、55 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 この 2 件につきまして、地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 49 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 50 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は 9 ページでございます。

県 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件でございます。地区「北浜」、整理番号 4 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、申請地近隣の [] のための現場事務所・資材置場・駐車場として、[] 年 [] 月から [] 年 [] 月まで一時的に転用する計画でした。その後、工事現場を掘削するにあたり、地中の土質が予定より硬いものであったために工事の進捗に遅れが生じ、[] 年 [] 月までの 4 か月間、期間延長を申請するものです。なお、工事区間の距離が長いこと当初の一時転用申請地は 3 箇所となっておりますが、今回期間延長する申請地は、当初申請地の内 1 箇所のみとなりま

す。残り 2 箇所の当初申請地については、■月 ■日付けで完了報告書が提出されております。また、今回の申請地は浜松市立北浜東部中学校から南西へ約 ■mのところの位置する農地でございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。排水計画について、雨水は自然浸透とし農地境には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 50 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第51号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は 11 ページです。

嶋 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 548 番外 111 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用関連施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 73 件、事業用の建物関連が 10 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 19 件、一時転用が 2 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 12 件、第 2 種農地が 22 件、第 3 種農地が 74 件でございます。なお、是正案件は 586、596、599 番です。

整理番号に○を付した 5 件について説明させていただきます。

議案 13 ページ、地区「笠井」、整理番号「558 番」をお願いします。東区豊西町の畑 13 筆、合計面積 5,788 m²について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。申請者は、■に本社を置き、■を営む法人です。近年、受注が増加し、営業所の倉庫だけでは手狭になっており、十分な保管管理ができないため、新たに倉庫を設け、更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市立豊西小学校から南西へ約 ■m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、倉庫 1 棟、14 台収容の従業員・来客・事業用の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われる。排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入し既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「芳川」、整理番号「585 番」をお願いします。南区大柳町の畑 12 筆、合計面積 5,005 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。既存工場の増設、老朽化による建替え、また、借地期間の満了により、保有する全機能を統合移転するため、申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市南区役所から北東へ約 m のところに位置する農地であります。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、工場、事務所、倉庫の建築、24 台収容の従業員・来客・社用車の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入し既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議案 20 ページ、地区「三方原」、整理番号 616 番をお願いします。北区東三方町の畑、5,574 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。申請地は、浜松市教育センターの東約 m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、それぞれ組立、加工、塗装を行う工場 3 棟、46 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入し既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 20 ページ、地区「三方原」、整理番号 617 番をお願いします。北区東三方町の畑 4 筆、10,006 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。申請地は、浜松市教育センターの北東約 m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、通常、市役所、区役所、またはそれらの支所から概ね 500m の範囲が第 2 種農地となりますが、500m の範囲内の宅地化率が 40% を超えている場合には、その割合が 40% となるまで、その距離を最大 1km まで延長することができるとされております。三方原協働センターから m に位置する申請地は、宅地化率 40% 以上の範囲内にあるため、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、事務所、来客用のガレージ、駐輪場、73 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝か

ら調整池に流入し道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 26 ページ、地区「亀玉」、整理番号 659 番をお願いします。浜北区新原の畑 4 筆、3,366 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。事業成長による需給増加に伴い、本社敷地内の駐車場が手狭となっているため、近隣の申請地に駐車場を移転したく、申請にいたしましたのでございます。申請地は、浜北西高校の東約 m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えている区域内にある農地であることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、従業員用および業務用車両 76 台収容の駐車場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われる。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはU字溝を設置し雨水を道路側溝に放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号 548 番、549 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 548 番、549 番、2 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 550 番から 555 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 550 番から 555 番までの 5 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 556 番から 559 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 560 番から 568 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議 長 整理番号 569 番から 571 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 569 番から 571 番、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 572 番から 577 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 572 番から 577 番の 6 件、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 578 番、579 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 578 番、579 番、2 件につきまして、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 580 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 580 番について、地区調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 581 番から 586 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号 581 番から 586 番の 6 件、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 587 番から 596 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 587 番から 596 番までの 10 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 597 番から 602 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 597 番から 602 番まで 6 件、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 603 番から 622 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 603 番から 622 番まで 20 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 623 番から 626 番までについて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 623 番から 626 番の 4 件につきまして、審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 627 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号 627 番、調査会において審議した結果、別に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 628 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 整理番号 628 番、調査会で問題ございませんでした。

議 長 整理番号 629 番から 631 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 3 件の案件につきまして、地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 整理番号 632 番から 648 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 632 番から 648 番の 17 件につきまして、地区調査会において審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 649 番から 659 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 とりわけ 659 番の駐車場、XXXXXXXXXX の関係でございますが、扱う品物が廃油ということで、社長に来ていただいて呼び出し案件ギッチリと確認をいたしました。他の案件含めて問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの

説明についてのご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 何番であったかちょっと今時間がかかりますので割愛いたしますが、建築を伴わない転用案件、駐車場でありますけれども、4月1日付けの関東農政局通達に鑑みていただいて審査をしてもらったもの、という風に思いますが、その点については、改めてこの総会の折に、ああいう通達が出ていることでもございますので、事務局から少なくとも経産省の太陽光発電につなげる申請についての事実関係はありません、みたいなことを当面暫くね、言ってもらった方がいいかな、という風に思いますので、確認させていただきます。

議 長 この件について、事務局。

木 下 今月の申請の中の駐車場、資材置場等につきまして、経済産業省の方の認定の確認をです、2020年3月31日現在の情報がありましたので、そちらの方と付け合わせまして、全てにおいて認定を受けていないということを確認しました。以上です。

森 島 はい、ありがとうございます。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第51号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第52号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は27ページです。

嶋 田 今回の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号18番外2件でございます。今回の申請案件について説明いたします。

地区「神久呂」、整理番号「18番」申請人は、西区西山町の■■■■さん、申請地は西区西山町■■■■で浜松市立神田原保育園から南西へ約■■■mに位置しております。申請地は、昭和42年8月に自己用住宅を建築し現在に至ります。

地区「細江」、整理番号「19番」申請人は、■■■■の■■■■、申請地は北区細江町中川■■■■で浜松市立中川小学校から南へ約■■■mに位置しております。申請地は、昭和17年1月に倉庫を建築し、現在に至ります。

地区「引佐」、整理番号「20番」申請人は、大阪府堺市の■■■■さん、申請地は北区引佐町西黒田■■■■で新東名高速道路浜松いなさインターチェンジから北西へ約■■■mに位置しております。昭和60年頃までは農地として利用していましたが、周囲が山林の急傾斜農地で耕作も危険を伴うこと、鳥獣被害が多かったことから、当該地を植林したものです。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 19 番の■■■■の案件ですがね、昭和 17 年に倉庫を建ったと。今日まで知らなかったと言えばそれはそうだし、非農地証明で違反の状況が残る形が良かったのか、是正させた方が良かったのか、というあたりのところの議論が事務局の中であったのかどうなのか、ということが一つ。もう一つは、やっぱり■■■■だもんでね、コンプライアンスが順守されなければならないし、特に農業委員会と両輪の形で農業振興していくって■■■■の使命等から考えても、こういうことが他にはないだろうね、という風に私は思うんです。まあ■■■■さんなんかそのあたり十分ご存じかと思うので、やっぱり■■■■として恥ずかしいことだ、という風に私は思いますから、会長からでも言いくかたら私からね、また誰かに言っとこうかな、という風に思ったところですよ。できたら会長から言ってください。

議 長 はい、まず一点。最初に、事務局。

石 田 北部農地利用グループの石田でございます。19 番の■■■■さんの案件なんですけど、こちらの方、持ち物は■■■■で今まで使っていたんですが、近年はですね、地元の農業者さんの水稻の関係の組合で使っていたということで、財産整理をする中で地目に変更してないということが改めて分かったということで、今回申請に至りました。今後、こういったものを調べていくってことは聞いておりますが、直接■■■■さんが使っていたということでは近年はないと聞いております。以上です。

森 島 是正の議論はしなかった。是正で対応するか、非農地証明で対応するかという議論はしなかったですか。

石 田 是正という議論もありましたが、今回建物はもう使わない、かなり老朽化してるもんですから取り壊すということでもございましたので、非農地証明という議論になりました。

森 島 はい、わかりました。

議 長 もう一点の件なんですけど、■■■■だけターゲット絞ってどうのこうのというわけにはなかなかいきませんので、他にもありますので、森島委員の指摘もありましたが、何かの折に会った時に伝える程度で収めたいと思います。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 ないようでしたら、第 52 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 53 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は 29 ページです。

嶋 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 19 番外 3 件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴

い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「三方原」、整理番号 22 番についてご説明いたします。被相続人は、 年 月 日に亡くなられた、 さん。相続人は、北区三幸町にお住いの、子の さん、61 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 7,845 m²です。現地調査をした結果、馬鈴薯が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、外 3 件につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 53 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 54 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

鈴木智 議案は 31 ページです。

刑 部 それでは、別冊 1 につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますのでお願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、 委員はご退室をお願いします。
(委員 退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 4 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 7 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 372 筆、304,415.51 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 3 筆をはじめとして、計 26 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 35 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、37 ページは所有権移転を掲載しております。議案に入る前に 1 か所訂正がございます。2 ページの 16 番 の経営農用地面積 215,909 m²を 219,277 m²に訂正をお願いいたします。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 3 番をご覧ください。新規就農の さんです。認定農業者の さんに 1 年半玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。南区倉松町 ほか 2 筆の畑、計 1,624 m²を借り受けて玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 4 番、5 番をご覧ください。 さんです。叔父の水稲栽培を引き継ぐ

べく、今回の申請に至りました。西区伊左地町 [] ほか1筆の田、計1,449 m²を借り受け
水稻の栽培を予定しております。

次に、7ページの1番、2番をご覧ください。[] さんです。認定農業者の []
[] に就職して芽キャベツ栽培を学び、今回の申請に至りました。西区佐浜町 [] ほか1
筆の畑、計1,847 m²を借り受け芽キャベツの栽培を予定しております。

次に、11ページ1番から17ページ88番、27ページ、29ページから31ページ、33ページ、
35ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設
定が129筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業
振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地
利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立する
もので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(根木委員 挙手)

議 長 はい、根木委員。

根 木 1番最初に説明がありましたけども、新規就農で玉ねぎを作りたいということで案件がござい
ました。来ていただいて説明を受けましたけども、三ヶ日から南区まで来るってということで1時間
くらいかかるようなんです。それで、玉ねぎの収穫・植え付けやると、やっぱり冬場の商品です
ので時間が狭いじゃないかということでいろいろと意見が出ましたけども、何とか頑張ってやり
たいということで、許可はいたしましたけども、今後もう少しこれを増やしたいということで。だか
ら使ってる人数も家族ではできないようなんです、何かアルバイトを雇うようですけども、それも
外人が作るような話も聞いてますもんで、ただどのようになるか心配しながら地区の調査員と検
討しながら、ゆっくり見ていきたいと思っております。以上です。

議 長 わかりました。じゃあ、調査会でしっかりと経緯を見守っていただきたいと思っております。

根 木 はい、わかりました。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第54号議案「農用地利用集積計画の決定につい
て」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 それでは、[] 委員のご入室をお願いします。

([] 委員 入室)

議 長 次に、第55号議案「令和3年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に
関する要望事項等について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案は33ページです。

齋藤 それでは説明します。

この議案は、農業委員会法第 38 条(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)に基づいて、当農業委員会として提出する意見を審議いただくものでございます。5 月に農地利用最適化施策に関する意見や農業施策に関する要望について、農業委員、推進委員の皆様へ提出を依頼しましたが、38 件のご意見、要望を提出していただきました。ありがとうございました。事務局で取りまとめを行い、6 月 15 日の役員・幹事合同連絡会で協議し、県要望 1 件、市要望 3 件に取りまとめいたしました。提出いただいた委員、推進委員の皆様には、それぞれの要望に対する協議結果や、関連して取り組まれている施策のご案内などをお伝えさせていただきました。この案につきましてご承認いただければ、県要望につきましては県農業会議へ提出していく予定でございます。その後、県農業会議では各農業委員会から提出された要望の取りまとめ等を行い、11 月には県知事・県議会等へ提出していく予定でございます。市要望につきましては、総会での承認後、市長あてに提出していきます。

議案 34 ページをご覧ください。県要望(案)でございます。要望内容を読み上げます。「タイトル」は「有害鳥獣対策の推進について」、「現状」は、「中山間地域においては、有害鳥獣の個体数や種類の増加等により農作物の被害が深刻で農業者の営農意欲を減退させている。」、「課題」は、「・狩猟免許取得者の高齢化、・免許取得・更新に係る経費負担」、「要望」は、「有害鳥獣の被害防止策については、防護と捕獲の両面での対策が重要である。防護・電気柵の設置による防御を行っているが、根本的な解決策は個体数の正確な把握と計画的な捕獲による管理が必要であると考え。有害鳥獣の捕獲は、農業を守るだけでなく、地域全体の維持・発展に繋がる対策でもある。高齢化等による減少著しい狩猟免許取得者を確保するため、有害鳥獣の駆除に従事する狩猟者に対して、免許取得・更新に要する手数料(狩猟免許試験、免許更新講習、狩猟者講習)を、一定の基準のもとに減免していただくよう要望する。」といたしました。

続きまして議案 35 ページから 40 ページは市要望(案)でございます。市要望 3 件につきましては、市農業振興ビジョンの実現に向けた取組として要望していくものでございます。35 ページの 1 件目ですが、課題として、「浜松産農産物のブランド力の向上」、「農業労働力減少を補うための最新技術導入の際の経費負担」を上げ、要望としては、「全国 7 位の農業産出額を誇る本市農業の維持・発展のため、各種メディア等を活用し、積極的な発信による本市農産物のブランド力の強化・推進を図っていただくよう要望する。また、本市の多様な営農形態にあったスマート農業の実現に向け、官民の協力体制を構築するとともに AI や ICT 等の先端技術導入に対する補助金などの支援策の拡充を要望する。」といたしました。

36 ページをご覧ください。2 件目は、課題として、「有害鳥獣被害の拡大・多様化と、農地集積・集約化の妨げ要因の一つである耕作放棄地の解消」を上げ、要望としては、『「浜松市鳥獣被害防止計画」に基づく農作物の被害額の削減に努め、防護と捕獲の両面からの十分な予算確保を要望する。また、人・農地プランの地域の話合いにおいて、農地集積を進めるにあたり、耕作放棄地が障害の一因となるため、耕作放棄地再生交付金の拡充を要望する。』といたしました。

37 ページをご覧ください。3 件目は、課題として、「農業用施設の老朽化と機能低下」を上

げ、要望としては、「水田地帯の幹線水路は建設から年月が経っており、分水栓設備の破損、劣化が進んでいるとともに未設置のエリアがある。分水栓は、農業用水の水量を節約できるため、大変重要な設備であるため、今後、調査や整備計画の策定の際は、補助事業として支援していただけるよう要望する。・豪雨や宅地化による冠水被害のある地域については、土地改良事業実施時に想定していた水量に比べて水路への流入量が増大し、浚渫をしても梅雨の時期には草が繁茂し流量を十分に確保できていないことから、排水計画設計時と現在の差異を明確にし、現状に沿った排水能力を確保するよう要望する。・かんがい用水施設(揚水機場等)の老朽化により運営経費も増加している。施設更新には多額の費用が掛かり、農地所有者の負担が重いことから、更新時に一定割合の助成を要望する。」といたしました。

次の 38 ページから 40 ページは篠原の横井委員からご提供いただきました、2017 年 10 月と 2019 年 10 月の台風被害の状況でございます。併せて提出をしております。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 私どこでこの発言をしようかと思って、その他のところでもよかったんですが、この要望事項を取りまとめる手順手続きについて問題提起をさせていただきたい、という風に思います。先ほど事務局からもご報告があったように 38 件の要望、延べ人数でいうとちょっと人数はわかりませんが、最適化の方々を含めて本当に多くの方が、こういう要望事項を提出するようなことになってきました。以前はあんまりそうじゃなかったもんだから、事務局がとりまとめっていうか、素案を作っていただくということがあったかという風に思うんですが、今日のように 38 件からの要望が出されるというのがとても私全国の農業委員会の水準からみても、極めて漸進的な取り組みになってるのではないかという風に思うんです。その上で、事務局から見てこの意見この要望はふさわしくないという風に思われた段階で、その要望はオミットされちゃうわけですよ。それが、事務局の目から見るのが 100%であって、個々の農業委員さんの想いというのはその眼鏡にかなわないとダメ、はじかれてしまう。ここのシステムはね、変えてもらいたい。今日のように 38 件というような要望事項ということになると、非常に幅の広いおそらく要望が出されているんでしょうから、その幅の広い要望要請をここにどういう風に反映するかということになれば、個々の農業委員の皆さん方の目というのはもっと重要なものという風に考えなければならない、という風に思います。それからもう一つは、それらの要望に関して、部分的であれ、一部であれ、この要請文の中に拾い上げました、あるいはこの部分については採用いたしました、という結論が個々の申請者に伝わらないと出ただけで何の返事もないということになりかねないから、そこところは今後配慮する必要がある、という風に思います。ここは、今日の段階で会長にお願いをしておきたいということでもあります。

議 長 はい、ありがとうございました。私の方からお話させていただきたいと思います。まず最初、今森島委員が言ったように 38 件ということで、大変多くの方々に出していただきまして、私自身も全部目を通させていただきました。本当に、こういう考えもある、こういうことを要望しているんだなど、つくづく思いました。その中でやはり森島委員が言ったように事務局の目になかったとい

う言い方が適切かどうか分かりませんが、類似したもの、また過去にある程度結論的なものが出たもの、というものは載せることはなかったようでございますが、一応できるだけ皆様からのご意見を載せるということで案を作った、という風に思っております。その中で一つ手順の問題でございまして、この出す前に全部、役員と幹事、会長副会長と4幹事で一応この案を全部精査いたしまして案を出しました。その中でこれでいきたいと思いますということでこの時も案件を出しましたが、まあいろいろ見方によっては意見はあると思いますので、今森島委員がご指摘したように、もう少しちゃんとしっかりと見ながら案を出していくということはやっていきたいなあ、とそういう風に思っております。また、ボツという言葉が合ってるかどうか分かりませんが、採用をされなかった部分に関しては、やはりちゃんと個々に書いていただいた後に面を通してご説明をするというのは当然そのようにしたいと、そういう風に思っております。今年に関しては、一応私なりにこういかたちでいきたいなあ、という風に思って提案させていただきました。それを深めまして、来年度は今ご指摘があった部分も含めまして考えながらいい方法で皆様のご意見をもっと出していただいて、採用させていくという方法を考えていきたいなと思っております。私の方からはそういう形をとりたいと思っております。

議長 その他ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第55号議案「令和3年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項等について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第45号から第50号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 (報告)

議長 只今の報告事項等につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いをいたします。

(委員報告案件なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願いをいたします。

河村 ・人・農地プランの実質化について

齋藤 ・1泊研修の中止について

鈴木智 今後の会議予定

・令和2年 第8回 農業委員会総会

日時 令和2年8月17日(月) 午後1時30分～

場所 引佐協働センター 2階 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時25分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和2年7月16日

会 長 松島 好則

委 員 横井 利治

委 員 鈴木 克育